

○御殿場市民会館条例

平成17年9月28日

条例第16号

改正 平成23年9月15日条例第25号

平成26年3月6日条例第11号

令和元年9月17日条例第7号

御殿場市民会館条例（昭和52年御殿場市条例第21号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与するため、御殿場市民会館（以下「市民会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------|---------------|
| 御殿場市民会館 | 御殿場市萩原183番地の1 |

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、市民会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民会館の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民会館の利用の受付及び案内に関する業務
- (2) 市民会館の利用の承認又は承認の取消し若しくは変更に関する業務
- (3) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の設定及び徴収に関する業務
- (4) 利用料金の減額又は免除に関する業務
- (5) 利用料金の還付に関する業務
- (6) 休館日又は開館時間の変更に関する業務
- (7) 市民会館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (8) 市民会館の設置目的に基づく各種事業の企画及び運営に関する業務
- (9) その他市民会館の管理上、市長が必要と認める業務

（休館日）

第5条 市民会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に定める休日に当たるときは、その翌日

(2) 12月28日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

(開館時間)

第6条 市民会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の承認等)

第7条 市民会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 指定管理者が特に認めた場合を除き、継続利用はホールにあつては5日、展示にあつては10日、会議棟にあつては3日を超えるとき。

(5) その他利用が不相当と認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の承認をする場合において、市民会館の管理運営上必要と認めるときは、条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、前条の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、市民会館の利用の承認を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止することができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が前条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(4) 利用者が承認に付した条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による利用の承認の取消し、変更又は停止により生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金)

第9条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、利用者に周知しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長の定める基準に従い、その利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長の定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に市民会館を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、市民会館の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、その利用した施設、設備等を、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、故意又は過失により市民会館の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第15条 第3条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第14条の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、市長が市民会館の管理を行う。この場合において、この条例中指定管理者に関する規定は、市長に関する規定として市長に適用があるものとする。

2 前項の場合における利用料金の取扱い等については、市長は、これを使用料として取り扱うものとする。

3 前2項の管理の業務及び使用料については、市長はその自ら管理する業務の範囲及び

期間並びに使用料の額を別に定める方法により周知しなければならない。

(全部改正〔平成23年条例25号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の御殿場市民会館条例（以下「旧条例」という。）の規定により市民会館の利用に係る承認を受けた者は、改正後の御殿場市民会館条例（以下「新条例」という。）の規定により利用の承認を受けた者とみなし、この場合における旧条例第4条に規定する使用料については、新条例第9条に規定する利用料金を適用する。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により平成18年4月1日以後の市民会館の利用に係る使用料の減免の許可を受けた者は、新条例の規定により利用に係る利用料金の減免の許可を受けた者とみなし、この場合における旧条例第5条の規定による使用料の減免の措置については、新条例第10条の規定による利用料金の減免の措置を適用する。

附 則（平成23年9月15日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の2の改正規定は平成24年1月1日から、別表の1の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月6日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の御殿場市民会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月17日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料又は利用料金に係る経過措置)

2 この条例による改正後の料金の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金につい

ては、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に承認した御殿場市民会館及び市民交流センターの利用に係る利用料金の額については、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

（一部改正〔平成23年条例25号・26年11号・令和元年7号〕）

1 ホール棟基本利用料金上限額

(1) ホール基本利用料金上限額

| ホール別 | 主催者 | 利用時間 単位 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 | |
|-------|--------|------------|-------------|-------------|-----------------|-----------------|--------|
| | | | 9時から12時まで | 1時から5時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前9時から午後9時30分まで | |
| 大ホール | 市民である者 | 平日 | 円 13,610 | 円 27,230 | 円 33,510 | 円 67,030 | |
| | | 土・日曜日・休日 | 17,800 | 34,560 | 44,000 | 89,030 | |
| | その他の者 | 平日 | 20,950 | 40,850 | 51,320 | 102,650 | |
| | | 土・日曜日・休日 | 27,230 | 53,420 | 67,030 | 134,080 | |
| | 小ホール | 市民である者 | 平日 | 4,180 | 7,850 | 10,470 | 20,950 |
| | | | 土・日曜日・休日 | 5,230 | 10,470 | 13,080 | 26,180 |
| その他の者 | | 平日 | 6,280 | 12,030 | 16,230 | 31,950 | |
| | | 土・日曜日・休日 | 7,850 | 15,700 | 19,900 | 39,800 | |

(2) ホール施設基本利用料金上限額

| 施設区分 | 利用時間 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|--------|------------|------------|-----------------|-----------------|----|
| | 9時から12時まで | 1時から5時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前9時から午後9時30分まで | |
| リハーサル室 | 円 1,400 | 円 2,080 | 円 2,820 | 円 4,910 | |
| 第1楽屋 | 670 | 1,100 | 1,350 | 2,450 | |

| | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-------|
| 第2楽屋 | 670 | 1,100 | 1,350 | 2,450 |
| 第3楽屋 | 670 | 1,100 | 1,350 | 2,450 |
| 第5楽屋 | 670 | 1,100 | 1,350 | 2,450 |
| 第6楽屋 | 670 | 1,100 | 1,350 | 2,450 |
| 楽屋事務室 | 670 | 1,100 | 1,350 | 2,450 |

備考

ア 「市民である者」とは、市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人をいう。

イ 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。

ウ 利用料金には、大ホールについては、観客席、舞台及びロビーを、小ホールについては、観客席、舞台、ロビー及び客席椅子（400脚）を含むものとする。

エ 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、次の表の額とし、利用者が利用後、速やかに納付しなければならない。

| 入場料又はこれに類するものを徴収する額 | 利用料金 |
|---------------------|--|
| 1,000円未満のとき | 基本利用料金の150%相当額（営利を目的としてホールを利用する場合は200%相当額） |
| 1,000円以上3,000円未満のとき | 基本利用料金の200%相当額 |
| 3,000円以上のとき | 基本利用料金の250%相当額 |

オ 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合であっても、営利を目的としてホールを利用するときは、基本利用料金の200%相当額とする。

カ 利用料金の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 会議棟基本利用料金上限額

| 利用時間 施設区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|--------------|-----------|----------|-----------------|-----------------|
| | 9時から12時まで | 1時から5時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前9時から午後9時30分まで |
| 第1研修室 | 円 620 | 円 830 | 円 1,250 | 円 2,500 |
| 第2研修室 | 780 | 1,100 | 1,670 | 3,350 |
| 多目的室 | 2,080 | 2,770 | 4,130 | 8,270 |
| 市民企画室 | 780 | 1,100 | 1,670 | 3,350 |
| 視聴覚室 | 2,080 | 2,770 | 4,130 | 8,270 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 和室 | 2,080 | 2,770 | 4,130 | 8,270 |
| 調理実習室 | 780 | 1,100 | 1,670 | 3,350 |
| 茶室 | 410 | 570 | 830 | 1,670 |
| 第1会議室 | 410 | 570 | 830 | 1,670 |
| 第2会議室 | 410 | 570 | 830 | 1,670 |
| 第3会議室 | 620 | 830 | 1,250 | 2,500 |
| 第4会議室 | 410 | 570 | 830 | 1,670 |
| 第5会議室 | 620 | 830 | 1,250 | 2,500 |
| 第6会議室 | 620 | 830 | 1,250 | 2,500 |
| 第7会議室 | 2,080 | 2,770 | 4,130 | 8,270 |

備考 市民以外の者が利用する場合は、200%相当額とする。

3 時間外利用料金上限額

| 区分 | 利用料金 |
|--------|---------------|
| 1時間当たり | 基本利用料金の30%相当額 |

(15分以上を1時間とする。)

備考

ア 管理上支障がなく、かつ、1時間未満の延長に限り承認する。

イ 午前を引き続き利用するときは、午後の基本利用料金、午後又は夜間を引き続き利用するときは、夜間の基本利用料金に係る金額とする。

ウ 利用料金の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 設備器具利用料金上限額

(午前・午後・夜間各1回につき)

| 区分 | 品名 | 単位 | 利用料金 | 備考 | 棟別 |
|----------|----------------|----|-------|-----------------|----|
| 舞台 設備 | | | 円 | | |
| | 所作台 | 1式 | 3,130 | 花道用所作台を含む | 大 |
| | 松・竹羽目 | 1式 | 1,030 | | 大 |
| | 音響反射板 | 1式 | 3,130 | 天井、正面、側面、天板ライト共 | 大 |
| | 紗幕 | 1張 | 510 | 幅18,000×高さ7,500 | 大 |
| | 演台 | 1式 | 510 | 花台付き | 大 |
| | スクリーン | 1基 | 1,030 | | 大 |
| | 吊物バトン | 1掛 | 300 | | 大 |
| | フルコンサート ピアノ | 1台 | 3,130 | 椅子付き | 大 |

| | | | | |
|------------|-----|--------|--------------------|--------|
| 大型プロジェクター | 1式 | 10,470 | スピーカー付き・スクリーン別 | 大 |
| セミコンサートピアノ | 1台 | 2,080 | 椅子付き | 小 |
| 音響反射板 | 1式 | 1,560 | | 小 |
| 演台 | 1式 | 300 | 花台付き | 小 |
| スクリーン | 1基 | 720 | | 小 |
| 吊物バトン | 1掛 | 200 | | 小 |
| グランドピアノ | 1台 | 1,030 | 椅子付き | リハーサル室 |
| 平台 | 1枚 | 150 | 高足付き | 大・小 |
| 山台用毛仙 | 1枚 | 200 | | 大・小 |
| 山台用布団 | 1枚 | 100 | | 大・小 |
| 上敷ござ | 1枚 | 100 | | 大・小 |
| 金・鳥の子屏風 | 1双 | 510 | 幅750×高さ2,400(6曲) | 大・小 |
| 指揮台 | 1式 | 200 | 指揮者用譜面台共 | 大・小 |
| 譜面台 | 1脚 | 50 | | 大・小 |
| 大太鼓 | 1式 | 510 | 直径575 台付き | 大・小 |
| プログラムスタンド | 1台 | 50 | 高さ1,500 | 大・小 |
| 黒板・ホワイトボード | 1台 | 100 | | 大・小・会 |
| 司会台 | 1台 | 100 | | 大・小 |
| ジョーゼット幕 | 1式 | 510 | | 大・小 |
| 持ち込み電気器具 | 1kw | 100 | | 大・小 |
| スモークマシン | 1台 | 1,030 | | 大・小 |
| 会議用机 | 1脚 | 100 | 折りたたみ 幅1,800×奥行450 | 大・小・会 |
| 折りたたみ椅子 | 1脚 | 50 | | 大・小・会 |
| デイトライトスク | 1面 | 510 | | 大・ |

| | | | | | |
|--------------------|--------------------|--------|-------|---------------------|-----|
| | リーン | | | | 小・会 |
| | 展示用パネル | 1枚 / 日 | 100 | | 小・会 |
| | ビデオ・DVDデッキ | 1台 | 1,030 | | 会 |
| | 展示用照明器具 | 1日 | 510 | | 会 |
| 照明 設備 | 照明調光装置 | 1式 | 4,180 | | 大 |
| | 花道フットライト | 1列 | 300 | 60W×42灯 2CIR | 大 |
| | 第1ボーダーライト | 1列 | 510 | 200W×72灯 4CIR | 大 |
| | 第2ボーダーライト | 1列 | 510 | 200W×72灯 4CIR | 大 |
| | サスペンション フライダクト | 1列 | 1,560 | 14kw (1kw・500Wスポット) | 大 |
| | アッパーホリゾン トライト | 1列 | 510 | 500W×60灯 4CIR | 大 |
| | ロアーホリゾン トライト | 1列 | 510 | 300W×72灯 4CIR | 大 |
| | シーリングスポ ットライト | 1列 | 2,080 | 1kw×24灯 | 大 |
| | フロントサイド スポットライト | 1カ所 | 620 | 1kw×8灯 | 大 |
| | トーマンタルス ポットライト | 1式 | 1,030 | 1kw×6灯 | 大 |
| | フットライト(埋 込み) | 1式 | 510 | 60W×84灯 4CIR | 大 |
| | クセノンピンス ポットライト | 1台 | 1,030 | 3kw | 大 |
| | ストリップライ ト | 1台 | 200 | 60W×8灯 | 大・小 |
| プロジェクター スポットライト | 1台 | 200 | 先玉込み | 大・小 | |

| | | | | | |
|----------|--------------------|----|-------|--------------------------|-----|
| | スポットライト | 1台 | 200 | 1kw | 大・小 |
| | スポットライト | 1台 | 100 | 500W | 大・小 |
| | 特殊スポットライト | 1台 | 510 | | 大・小 |
| | ストロボマシン | 1式 | 1,030 | 2対向 | 大・小 |
| | エフェクトマシン | 1式 | 510 | ダブルマシン、リップルマシン、オーロラマシン、波 | 大・小 |
| | ハロゲンピンスポットライト | 1台 | 510 | 1kw | 大・小 |
| | ミラーボール | 1台 | 510 | | 大・小 |
| | カラーシート | 1枚 | 実費 | | 大・小 |
| | ライト用スタンド | 1台 | 200 | 3灯用 | 大・小 |
| | ライト用スタンド | 1台 | 100 | 1灯用 | 大・小 |
| | 照明調光装置 | 1式 | 2,080 | | 小 |
| | ボーダーライト | 1列 | 300 | 150W×54灯 4CIR | 小 |
| | サスペンションフライダクト | 1列 | 620 | 4kw (1kw・500Wスポット) | 小 |
| | アッパーホリゾン ントライト | 1列 | 300 | 150W×54灯 4CIR | 小 |
| | ローアホリゾン トライト | 1列 | 300 | 200W×9灯 3CIR | 小 |
| | シーリングスポット ットライト | 1列 | 620 | 10kw (1kw・500Wスポット) | 小 |
| | クセノンピン スポットライト | 1式 | 510 | 1kw | 小 |
| 音響 設備 | 音響調整装置 | 1式 | 4,180 | 調整卓、固定スピーカー | 大 |
| | エレベーターマイク 装置 | 1本 | 510 | マイク付き | 大 |
| | 三点吊収音装置 | 1式 | 1,560 | マイク付き | 大 |
| | デジタルメディア アレコーダー | 1台 | 510 | | 大・小 |

| | | | | |
|--------------|----|--------|-------------|-------|
| MDプレーヤー | 1台 | 510 | | 大・小 |
| 移動式音響調整卓 | 1式 | 1,030 | | 大・小 |
| カセットテープレコーダー | 1台 | 200 | | 大・小 |
| CDプレーヤー | 1台 | 200 | | 大・小 |
| 特殊効果装置 | 1台 | 510 | | 大・小 |
| コンデンサーマイク | 1本 | 510 | | 大・小 |
| マイクロホンスタンド | 1本 | 100 | | 大・小 |
| 移動式スピーカー | 1台 | 300 | | 大・小 |
| テレビ中継 | 1式 | 20,950 | 放映・録画共 | 大・小 |
| ラジオ中継 | 1式 | 10,470 | 放送・録音共 | 大・小 |
| 音響調整装置 | 1式 | 2,080 | 調整卓、固定スピーカー | 小 |
| 二点吊收音装置 | 1式 | 1,030 | マイク付き | 小 |
| 音響調整装置 | 1式 | 1,030 | マイク2本 | 会 |
| ワイヤレスマイク | 1式 | 1,030 | | 大・小・会 |
| ダイナミックマイク | 1本 | 300 | | 大・小・会 |